

戦時財政経済政策における「生産力理論」の批判的検討

経済学教室 藤田安一

はじめに 一問題の所在一

- I 島恭彦『財政政策論』と生産力理論
- II 生産力拡充政策の展開と生産力理論の形成
- III 戦時統制経済の進展と生産力理論
- IV 戦時租税政策と生産力理論

結びにかえて

はじめに 一問題の所在一

戦時体制下における経済政策の本質とその歴史的意味を問う作業の中で、どうしても考察しておかなければならない理論問題の一つに「生産力理論」がある。この生産力理論とは、「一国の生産力の伸展を目標として社会構造の合理的改造を主張する理論」⁽¹⁾であり、それは思想弾圧の進展とともに、しだいに体制批判の余地が狭められていく当時の状況下において、政策批判の主流的潮流を形成したものであった。したがって、生産力理論は経済政策論のみならず戦時下の社会科学全般にわたり広範な影響を与えずにはおかなかったのである。

しかし、生産力理論が体系化されていったのが、主に社会政策を論じた大河内一男や風早八十二の理論活動によったため、生産力理論の検討は、戦後のいわゆる「社会政策本質論争」に関連して、もっぱら社会政策分野を中心に行われる傾向にあった。しかも、この本質論争自体も、「多くの社会政策学者によって行われながら、数年をへずして、おおむね、不毛、不生産的という評価のうちに中断してしまった」⁽²⁾のである。そのため、社会科学の各分野にわたる生産力理論の検討は、十分な展開をみることなく現在に至っていると言ってよい。

本稿の課題は、以上の研究状況を鑑みて、戦時下の財政学とりわけ財政経済政策における生産力理論の批判的検討を行うことにある。そのための素材として、戦時財政経済政策における生産力理論の特徴がよく表れていると思われる島恭彦『財政政策論』(河出書房、1943年)をとりあげる。まずは、『財政政策論』における生産力理論の検討を行う前に、簡単に本書の位置づけをしておこう。

島の『財政政策論』は1943年の出版であり、典型的な戦時下の著作である。当時のきびしい言論の制約のもとで、日本の現状に批判的たろうとした社会科学者の思想は、浅田光輝によれば次の二つの方向で展開されたという⁽³⁾。

一方では、ひとまず日本の現実を去って西欧近代社会成立史に研究対象を求め、そこで近代資本主義がいかにして封建制を駆逐し、いかにして典型的な近代社会を形成したかを追求する。これによって、前近代的要素を多分に残存させている戦時下の日本社会を間接的に批判しようとする方向である。他のひとつは、軍部専制下の戦争遂行の号令に応ずる形をとり、総力戦体制下における生

産力拡充・産業構成＝技術構成高度化の要請にことばを託して、それを阻止する要因としての日本資本主義における封建制・非合理性をあげき出し、その改革・民主化をはかろうとする方向である。前者は大塚久雄の西洋経済史に代表される近代社会成立論であり、後者は大河内一男・風早八十二の社会政策に代表される戦時経済政策論である。

実は、本稿で批判的検討の対象とする『財政政策論』の著者・島恭彦は、戦前において、すでに以上の二方向のいずれの思想展開にも関わっていた。島の戦前における著作のうち、前者を代表するものとしては、『近世租税思想史』（有斐閣、1938年）があげられるし、後者の代表として、この『財政政策論』をあげることができよう。いずれの著書においても、当時日本の財政学会を支配していたドイツ財政学の批判をとおして、経済学に基礎をおく社会科学としての財政学の展開をめざしたものとして、高い評価を受けてきた⁽⁴⁾。しかし島恭彦は、自著の『財政政策論』に関して、自ら次のような厳しい評価を下している。

「和歌山で発表した『財政政策論』（1943）には、戦争の傷跡が処々にあらわれていることを認めなければならない。例えば『財政政策は国民経済の生産力を引き上げる政策の一環として評価されねばならない。』とか『財政収入を増大することは金融や租税の技術によって貨幣収入をかき集めること以上に生産力拡充の問題に関連している事実を知らなければならない。』などと書いていることである。これは明らかに生産関係抜き『生産力説』であった。つまり戦時生産力の増強のために、どういう財政・金融政策をとってもかまわない、結局インフレ政策の弁護につながる理論であった。⁽⁵⁾

だが、これ以上の展開はみられない。なぜ、戦時下の財政政策論において生産力理論が生まれたのか、また、生産力理論は生産力拡充政策や戦時租税政策さらに戦時統制経済といかなる関係にあったのか、等々の内容は依然として不明のままである。したがって、本稿では、こうした疑問を解明することを通して、島恭彦『財政政策論』を素材に戦時財政経済政策における生産力理論を検討する。このことは、戦前における島恭彦の業績のうち、1938年発行の『近世租税思想史』と1943年に出版されたこの『財政政策論』との理論的距離を計ることでもあり、また日中全面戦争の勃発（1937.7）を契機とする急速な戦時体制への移行下に、生産力理論的色彩を強めていった当時の社会科学の特徴を知ることにもつながるであろう。

以下の展開は、次のような順序になる。まず、戦前における島恭彦の財政学の特徴と生産力理論との関係に若干の検討を加える。つぎに、生産力理論が経済的よりどころとした生産力拡充政策と統制経済の進展が、生産力理論の形成に与えた影響を考察する。最後に、戦時下の財政政策の展開と生産力理論との関わりを、租税政策の具体的展開を中心に検討することにしよう。

I 島恭彦『財政政策論』と生産力理論

小山弘健は生産力理論を、日本資本主義論争後の日本資本主義研究の中で、つぎのように位置づけている。

「講座派理論・とくに山田イズムにおける国家論の欠如に基づく経済主義的偏向が、この段階では一そう拡大されて『生産力理論』にまで偏倚した。すなわち新段階では、上からの思想統制の圧力とあいまって、全体として政治構造との対応を無視した経済構造面の分析に限定されただけでなく、そのなかでも階級的対立関係を規定する生産関係の解明が回避され、研究の重心がもっぱら生産力の側面に移行し、次第に技術論的研究が経済的分析の基準とされたのである。生産力または技術の展開の見地から経済的発展の合法則性を把握しようとする傾向は、それ自体として偏向に

おちいるだけでなく、それが政策理論となった場合には、支配階級への協力政策＝戦力増強の理論に転化する危険性をもった。」⁽⁶⁾

この引用文の前半にみられるような生産力理論を講座派理論の延長としてとらえることには異論があろうが、生産力理論の出生を当時の社会科学が有していた理論的弱点から導きだした点は注目されてよい。すなわち、戦時下の思想統制によって生産関係の解明が阻まれて、余儀なく生産力的側面に分析の対象を限定したというだけでは、生産力理論を形成する必要条件とはなっても十分条件を欠いている。両条件を満足させるためには、生産力の発展それ自体がすでに歴史的進歩を代表するものだ、という認識が入って来なければならない。大河内一男が、「一国の国民経済は生産力増大に合理的に展開してゆく」と言うとき、また「一国の経済は生産力に合目的に改編されるべきだ」と述べて生産力の量的発展が社会進歩の推進力であるかのようにみなすとき、この生産力のプーリン的とも言うべき強引な理解が十分に根をはっているのがわかる。

『財政政策論』からうかがえるように、島恭彦の生産力理解も同様に、生産力自体の発展を歴史的進歩ととらえ、また、それを担う社会階級とその階級に役立つ財政政策は、それ自体として進歩的であるとみていたことは、ほぼ間違いのないであろう。実に、生産力概念をこのように理解することによって島恭彦は、真の富の源泉としての物的生産力を封建制の桎梏から開放することを緊要として財政思想の展開がみられた17・18世紀のイギリスやフランスにおける市民革命期の経済学を評価し、これによって、封建諸階級から産業資本の生成を担う市民階級の手へと物的生産力を移行させることの正当性を理論づけた市民経済学の財政改革論の歴史的意義を、みごとに描きだすことに成功したのである。

しかし、こうしたものとして生産力という概念を捉えたことが、島恭彦の財政学の展開には両刃の剣となった。すなわち、経済学に基礎をおく社会科学としての財政学の樹立をめざそうとした島恭彦にとって、一方で、先の生産力概念は、当時日本の学会の主流であったドイツ官僚主義財政学を批判する有力なテコとなった。と同時に、他方でこの生産力概念は、島の財政政策論を著しく生産力理論に染め上げる決定的な要因ともなったからである。

このうち、前者のドイツ官僚主義財政学批判と生産力との関係を、島は次のように述べている。

「吾々はかくて従来独逸財政学の展開の中に財政学史の基本的系譜を求めようとした見解に対して、むしろ経済学の発展の裡に財政学の歴史を見ようとする。恰も財政学をその中に含んだ経済学が国家や政治に関する問題について一そう広大な資格をもつ事が出来ると同様に、経済学の中に組入れられた——特に生産力の問題を旋回点として——財政学は以前にまして広い視野をもつ事が出来るであろう。かかる意味の財政学にして初めて転換期に立つ当面の財政政策の問題に答へる事が出来るであらう。」⁽⁷⁾

すなわち島恭彦は、戦時下の財政政策が、ますます経済の物的生産力と結びつく傾向を強めてくる事態をみてとった。そのため、島は従来のドイツ官僚主義財政学はその技術的・行政的性格のゆえに、こうした事態には対応しきれず、とうてい財政政策の科学的な指針にはなり得ないと考え、経済学をその基礎とする財政学の必要性を痛感するのである。すなわち、「財政学は生産力概念の明確な把握を媒介として経済学に組入れられねばならない。」⁽⁸⁾また、島は言う——「何人の眼にも明かである財政と物的生産力との間の強力な相互的牽引作用、これこそ吾々が現代財政政策乃至財政学の基礎的問題として取上げねばならないところのものである。」⁽⁹⁾

この「財政と物的生産力との間の強力な相互的牽引作用」を考察することが、島恭彦の『財政政策論』全体を貫いている視点であり、この視角によって、生産的基盤から遊離し技術的・行政的性

格をもつドイツ財政学を批判したのである。

しかし同時に、生産力自体の発展を歴史的進歩とみる島の理解は、彼の『財政政策論』に生産力理論を住みこませる原因となった。次のように島が述べる時、財政政策における生産力理論の特徴がよく表われている。

「吾々国民経済の生産力を引上げつつ再生産を維持しようとするこれ等の政策体系の一環として財政政策を評価せざるを得ないのであり、且つさうすることによって始めて財政政策の真の目的—収支均衡の原則を越えた—と意義とを判定する事が出来るのである」⁽¹⁰⁾「財政政策は貨幣を吸収する事を目的とするのではなしに、一国の生産力増大を目標とすべきである」⁽¹¹⁾。

このように、財政政策と生産力との関係を理解するとすれば、島恭彦の財政政策論は、当時政府のスローガンとして強力に推進されていた生産力拡充政策を支援するための有力な理論となる。そして、戦争を契機に、財政と経済の物的生産力との緊密な関係が、生産力拡充政策を媒介として進行する中に、島は自己のめざす経済学に基礎づけられた社会科学としての財政学の正しさが、具体的な姿をとって展開されていくのをみたのである。したがって問題は、この生産力拡充政策の理解にかかっていた。理論家が生産力拡充政策の本質を捉えることなしに、生産力拡充に適合的な財政政策の提案を志向すれば、彼の主観的意図にかかわらず、客観的には体制弁護に陥るからである。そこで、生産力理論に影響を与えた生産力拡充政策とは、いかなる政策であったかをみておこう。

II 生産力拡充政策と生産力理論の形成

「生産力拡充」政策が、抽象的言葉としてではなく、具体的内実をもって政府のスローガンとして唱え出されたのは、広田内閣倒閣後の林銑十郎内閣(1937.2.2—6.4)の時であった。林内閣の大蔵大臣には、日本興業銀行総裁であった結城豊太郎が就任した。4カ月という超短命内閣にもかかわらず、歴史上、この結城蔵相による財政経済政策を「軍財抱合」財政と呼び、日本戦時財政の進展において特筆すべき位置を与えてきた。

生産力拡充政策の立案に向けての本格的展開は、軍部がいち早く政治経済を全面的に把握し主導権を握った「満州」において行われ、それが日本国内の統制経済を先導する形で実行された。この過程の研究は、原朗「1930年代の満州経済」(満州史研究会『日本帝国主義下の満州』御茶ノ水書房、1972年所収)に詳しく展開されている。それによれば、関東軍の「満州」における統制経済下のプランづくりは先例があるとはいえ、特に重要な画期となったのは、1935(昭和10)年8月参謀本部作戦課長に着任した石原莞爾による日滿財政経済研究会(いわゆる宮崎機関)の創設と、この研究会による軍需産業拡充計画の立案であった。というのは、後にこの案が基礎となって、それぞれ1936年12月、満州では『満州産業開発五年計画要綱』に、また日本内地では1937年の5月の『重要産業五年計画要綱』にと、日滿軍需産業拡充計画として具体化されていくからである。

生産力理論が、次第にその形を整えてくるようになるのは、ちょうどこの時期、1930年代の半ばから40年代にかけてであった。1937年に風早八十二の『日本社会政策史』(日本評論社)が発刊され、翌年には同氏による『労働の理論と政策』(時潮社)が、1940年には大河内一男の『社会政策の基本問題』(日本評論社)と『戦時社会政策論』(時潮社)が相次いで公刊された。これによって、「生産力理論が一つの体系的理論として一般に印象づけられるようになった」⁽¹²⁾のである。生産力拡充政策が生産力理論に与えたインパクトの大きさは、これら諸氏の著作の随所に「生産力拡充」あるいは生産力拡充政策への言及がみられることから明瞭であろう。例えば、大河内一男の次の指摘を

あげておこう。

「軍需産業＝重工業の拡充のためには極めて脆弱な地盤である日本経済の機構に於いて、而も膨大な『生産力拡充』計画が短期間に遂行せられねばならぬとすれば、経済機構の受ける衝撃はそれだけ大であるが、このことは差し逼った強度な統制目的貫徹のためには止むを得ざることであり、それだけに此处では資本主義経済の合法性の破棄が必然的となる。」⁽¹³⁾

また、島恭彦も租税政策のあり方を指摘した箇所において次のように述べている。

「財政収入を増大することは金融や租税の技術を以て貨幣収入をかき集める事以上に生産力拡充の問題につらなっている事を知らねばならない。今や当面の国家財政は次第に加わる自己の重圧を以て生産力の中核へと接近しつつある。吾々はここに財政政策と生産力拡充政策即ち経済政策との関係の深さを感じざるを得ないのである。」⁽¹⁴⁾

ところで、この生産力拡充政策は、それを実行に移す内閣の成立を要求した。そのため、「36年秋以降宮崎機関は計画成案のたびに陸軍省、参謀本部に説明するのみでなく、政財界の有力者に対して計画案を説明し、その意見を求めている。近衛文麿、池田成彬はもとより、結城豊太郎、鮎川義介、津田信吾、野口遵、郷古潔、斯波孝四郎、小倉正恒、木戸幸一、林銑十郎等、極秘のうちにも相当広範囲にこの計画は配布された如くであり、36年末には、この案に相当問題はあっても結局は『実行せざるべからざるか』という所まで政財界首脳者の意図は煮つまってきた。」⁽¹⁵⁾

また、参謀本部の石原莞爾は、この計画を実行するだけの力量を備えた内閣の実現を1936年末頃から構想しており⁽¹⁶⁾、当時「荻窪会談」という荻窪の有馬頼寧邸で行われた会合は、林内閣の準備工作であったといわれている。この荻窪会談には、林銑十郎、後藤文夫、山崎達ノ輔、小原直、永井柳太郎、中島知久平、有馬頼寧といった各界代表に並んで、財界代表として結城豊太郎が出席していた⁽¹⁷⁾。

こうした「生産力拡充」をスローガンに、軍部と財閥とが急接近した背景には、満州事変以降の経済軍事化の進展が、日満一体となって軍需生産力を拡大すべく、経済を急速に高度化する必要性にせまられていたことがあげられる。これを背景にして、軍部は昭和恐慌下における国民の財閥感情を考慮した反財閥の姿勢から脱皮し、軍備強化のための軍事予算の消化には財閥の資本力を重視せざるをえなくなっており、とりわけ、軍部統制派は「高度国防国家」の建設にとって財閥をパートナーと認識しはじめていた。他方、従来から外国資本の導入と資源の対外依存を不可欠として親英米路線を支持してきた財閥も、満州事変以降の軍事経済化の進展のなかに自己の蓄積基盤を確保しようとする動きを示し、いわゆる「財閥転向」による株式公開を契機にして重化学工業への本格的進出を開始しつつあったのである。

このような軍部と財閥との利害の急接近を、生産力拡充政策をテコにしておしすすめたのが結城蔵相であった。したがって、彼の財政政策を別名「軍財抱合」財政⁽¹⁸⁾と呼ぶのである。就任したばかりの結城蔵相は、馬場財政期の物価の上昇や国際収支の悪化を抑制する手段として、予算案の縮小を行うとともに、生産力拡充政策の推進を提唱した。なぜなら、わが国のように軍需産業の中核をなす重化学工業が十分な発達をとげていないような国で、急速な軍備拡張を行えば、軍需工業の生産力が軍需の増大に追いつかず、物価高騰を起こすのは必然であったからである。そこで、この「日本重化学工業の後進性」⁽¹⁹⁾を克服して重化学工業の生産力を拡大することが、軍備の拡充のためにも、また物価を抑えて国民生活を安定させるためにも重視されたのである。

もちろん、これまでも欧米と比較した重化学工業の立ち遅れを、一日も早く克服することが、わが国の重要課題であったかぎり、重化学工業の生産力を拡大することは、日本資本主義にとって

至上命令であった。第一次世界大戦を契機として、戦後の不況にもかかわらず、わが国においても重化学工業部門の著しい拡大がおり、また昭和恐慌下には、軍需産業の成長に牽引された重化学工業化のめざましい進展がみられた。そのたびに、わが国の国際収支は危機におちいったとはいえ、それが急激な物価高を引き起こすには至らなかった理由は、この時期、日本が「物質生産力余裕の時代」⁽²⁰⁾にあったからである。すなわち、第一次世界大戦中に蓄積された生産力が後の軍縮によって余力を残していたのと、浜口内閣の産業合理化運動により遊休資本が存在し、わが国の生産力に余裕があったためである。これが、高橋財政により膨大な赤字公債の発行が行われた昭和恐慌下でも、極力インフレを抑えながら急速な重化学工業化がはかられ、かつ公債の順調な消化を可能にした経済的基盤であった⁽²¹⁾。

ところが、1937（昭和12）年度予算が編成される頃になると、こうした遊休生産力は、昭和恐慌からの回復をめざす活発な設備投資によって、ほぼ動員しつくされていた。高橋は清蔵相はこの事態を察知し、これ以上の赤字公債の発行による財政膨張が悪性インフレを招くことを恐れ、公債漸減政策によって「財政の生命線」を守ろうとした。だが、高橋蔵相の政策が自己の利益にとって好ましくないとみた軍部は、2・26事件で高橋是清を暗殺するに至る。代わって蔵相になった馬場銕一は、高橋前蔵相の公債漸減主義を一蹴し、赤字公債の大量発行と一層の低金利政策に基づく大軍拡予算を組むことになる。しかし、遊休生産力が枯渇しつつある段階での、この馬場財政の展開は、いきおい軍需に追いつかない重化学工業の生産力不足をさらけ出し、物価の高騰を招来したのである。馬場財政は、すでに心臓病をわずらっていた日本資本主義に対して、さらにマラソンを強要するようなものであった。結城豊太郎蔵相は、一層悪化したこの病身にいま一度余力をつけさせ、物価問題と軍備の充実との双方を解決するため生産力拡充政策を提唱したのである。

以上の事実は、林内閣で唱えられた生産力拡充政策の本質を理解するうえで、つぎの3点が極めて重要であることを示している。第1に、生産力拡充政策が世界的なブロック経済化の進展の中で、日本帝国主義が自らのアウトルキー圏の拡大強化をめざした対外膨張主義的軍事的政策の一貫であったこと。第2に、生産力拡充政策が単なる国民経済力の拡大をめざすものではなく、なによりも軍需生産力の拡充を目的としたものであったこと。第3に、結城豊太郎大蔵大臣や池田成彬日銀総裁などの財界の代表者が、この軍需生産力拡充政策を承認して財政経済政策を担当したこと。以上である。

生産力拡充政策の目的とその担い手は、実はこのようなものであった。生産力理論がいただいていた生産力の増大を進歩的とみなす理解とは、いかにほど遠いものであったかがわかるであろう。そのためこの生産力拡充政策は、その後さまざまな矛盾を露呈することになる。この事情は、以下のとおりであった。

結城財政は林内閣の解散によって、わずか4カ月でピリオドがうたれ、代わって1937（昭和12）年6月、近衛文麿（第1次）内閣が成立した。大蔵大臣には、今まで結城蔵相のもとで大蔵次官をしていた賀屋興宣が就任した。賀屋は結城蔵相のもとで「馬場財政の修正」を推進した中心人物であり、結城蔵相の推薦で大蔵大臣に就任したことや、蔵相就任の談話⁽²²⁾で馬場流の国家統制を排して、あくまでも財界による自主統制を主張したことなどから、賀屋興宣蔵相の財政経済政策は、結城前蔵相のそれを継承するものと考えられた。したがって、結城財政の中心スローガンであった生産力拡充政策もまた、賀屋財政に課せられた最重要課題であった。

しかし、賀屋財政によって生産力拡充政策が継承される経済状況は、依然として厳しかった。なぜなら、生産力拡充政策そのものが、その実施過程において物価の高騰や国際収支の悪化、公債消

化の減退など、「馬場財政末期に生じたあらゆる矛盾をば一段と深刻な形において再生——発展せしめた」⁽²³⁾からである。「なんとそれは矛盾と困難とにみちみちていることであろうか」⁽²⁴⁾と、マスコミを嘆かせたほどであった。賀屋蔵相はこの厳しい事情を察知し、生産力拡充政策がおこなえる環境づくりとして、経済運営の計画化を本格的に構想する段階にきたことを認識した。賀屋興宣による「財政経済三原則」⁽²⁵⁾の提唱は、そのような統制経済化に向けてのシナリオであり、また財政政策が、国民経済の全面的な統制と結びつかなければ遂行されえない新しい段階に入ったことの宣言でもあった。

ここに、日本経済は統制経済の新たな段階に突入したのである。生産力理論は、この統制経済の進展をいかなるものと扱ったのであろうか。次にそれを考察しよう。

III 戦時統制経済の進展と生産力理論

戦時統制経済の進展を「合理的」なものの貫徹と捉えつつも、生産力拡充を有効に遂行するための戦時統制経済の進展を、生産力理論は無条件に歓迎したわけではない。それは、大河内一男の次の言葉によっても明かである。「戦時統制の進展は当然の労働統制の強化を要求するが、それは一方では社会科学の理論と他方では労働科学の実績を基礎としてのみ遂行し得るものである。しばしば有勝ちな労働統制に於ける精神主義や官僚独善と称ばれるものの危険なのは、まさにかやうな科学的基礎を持たない点にある。」⁽²⁶⁾だからこそ、大河内は非科学的な精神主義や独善的な官僚主義の横行を許さない科学的で合理的な経済の統制をはかる必要があるとして、積極的な政策提言へと進んでいったのである。

ひとくちに統制経済といっても、市場の価格機構に何らかの方法で干渉し、その機能を制限することをめざす経済の統制が、わが国で最初に問題になったのは、昭和恐慌下の1930（昭和5）年当時であった。まずそれは、業界団体の自主統制を内容とし、おもにドイツで形成されたカルテル理論の影響を強く受けた「重要産業統制法」（重要産業ノ統制ニ関スル法律、1931. 4. 1, 法律第40号）として立法化される。しかし、恐慌の深化につれて、こうしたカルテルによる統制だけでは恐慌を回避できない、より強力な統制によって経済の効率的運営をはかることが必要である。そのためには、国家が私的資本の利潤追求に制限を加えるとともに、資材や労働力の配分にも権力を持って介入する必要がある、という考え方に発展していく。そして日中全面戦争以降は、戦争遂行に必要な軍需生産は拡大しなければならないが、そのために必要な物質や資金は逆に不足してゆくというジレンマの中で、金融機構の再編や物資の配給制度など国家による統制が一段と強化される。こうして日本経済は、全面的な戦時統制経済へと移行していったのである⁽²⁷⁾。

以上のような日本における統制経済の進展過程のなかで、明らかに高橋財政以後の馬場財政期が統制経済の転換点をなしていた⁽²⁸⁾。馬場財政以前の統制経済は、一方で軍需工業動員法を発端とする軍事目的からの産業統制の準備がすすめられ、他方で満州事変を契機とする満州での統制経済が着々と進行していたものの、およそ日本国内での統制経済は不況克服策としての統制経済であり、あくまでも産業界の自主的統制を主にして、国家がこれを援助・補強するという性格をもつものであった。しかし、馬場財政以降は、軍事目的からする国家による直接的統制経済に移行していくのである。こうした統制経済への新たな段階を迎える頃から、経済の「統制」と並んで経済の「計画化」という言葉が一般的に使われだしてくる。この間の事情には、次のような政府の経済政策の進展があった。

前述したように、林内閣の倒閣後、第一次近衛文麿内閣（1937.6.4—1939.1.5）が成立し、大蔵大臣には林内閣下の大蔵次官であった賀屋興宣が就任した。賀屋蔵相は就任するや、吉野信次商工相とともに林内閣の生産力拡充政策に代わる「財政経済三原則」を提唱した。この「財政経済三原則」とは、(1) 国際収支の適合を確立すること、(2) 生産力拡充につき具体的方策を樹立すること、(3) 物資需給の今後の予測並に具体案を作成すること、の3項目をさす⁽²⁹⁾。この「財政経済三原則」の基本認識は、林前内閣でさかんに唱えられた生産力拡充政策では、軍事費に主導された膨大な予算を消化できず、悪性インフレを阻止できないということにあった。すなわち、軍需生産力を拡充しようとするれば、軍備に必要な原料の多くを海外に依存している日本では、たちまち輸入増により国際収支の均衡が破れ、物資の需給が悪化することは明かである。そこで、これらの相互に矛盾する要求を調整することが必要であり、具体的には、軍需関連産業の生産力を拡充するために、できるだけ日本経済への打撃を避けながら、いかに軍需以外の産業の生産力を抑制するかという、極めて困難な課題をはたしていかなければならない。ここに、「生産力拡充」政策に代わって、「財政経済三原則」が提唱された理由がある。とはいっても、生産力拡充政策を放棄したわけではもちろんなかった。それどころか、生産力拡充政策をより一層強力に推進するために、そこから生じる矛盾や軋轢を緩和し、全体として戦時経済に計画性と総合性を与えようとしたのが「財政経済三原則」のねらいであった。

まず、「財政経済三原則」に基づく政策の具体化は、資金統制から始められた。いわゆる、公債消化資金と軍需生産力拡充資金とを同時に確保するためであり、これは臨時資金調整法（1937年、9月、法律第86号）として成立をみた。さらに進んで、貿易統制が行われ、輸出入品等臨時措置法（1937年、9月、法律第92号）が制定された。時に日中全面戦争への突入にあたり、いずれも、1938年4月制定の国家総動員法とともに戦時三法と呼ばれ、日本における戦時統制経済確立の画期的指標となったものである。このため、日本銀行調査局特別調査室編『満州事変以後の財政金融史』は、「財政経済三原則」を「その後の軍部への追従政策のルールを敷いたもの」⁽³⁰⁾と評したのであった。

ともあれ、こうした財政政策における計画化と総合化の試みは、その後、近衛改造内閣時の大蔵大臣兼商工大臣であった池田成彬により、いわゆる「池田財政経済三原則」⁽³¹⁾へと修正された後、第二次近衛内閣（1940.7.22—1941.7.16）において、経済新体制の一環である金融新体制構想を明示した「財政金融基本方策要綱」（1940.7）へと引き継がれていくのである。生産力拡充政策から財政経済三原則さらに財政金融基本方策への展開は、そのつど矛盾の生起とその修正を繰り返す過程であり、「計画」と「総合」の言葉だけが踊った。しだいに統制経済は、計画化と総合化を保障する力たりえないことが明らかになっていくにもかかわらず、「『統制経済』進展をもって、『生産力』の展開を保障するような新しい経済秩序の形成過程とみなす認識」⁽³²⁾が生産力理論をとらえるとき、財政政策の計画性と総合性の中に理想としての財政政策の姿をみるのである。この意味として、島恭彦の次の言葉を読むことができるであろう。

「国家は今や狭隘な財政の導管を通じて政治経済を観るのではなく、又財政及びファイナンス一般が政治経済を規定するのではなく、逆に経済に対する全面的計画の中に財政政策が位置づけられようとしてゐる。ここに始めて財政政策の計画性と総合性が生じる。高橋財政倒壊後数年の混沌期の間に吾々は漸くかかる意味の新しい財政政策への志向を明確にする事が出来た。そして現に吾々は今この目標に向かって進んでゐる！」⁽³³⁾

IV 戦時租税政策と生産力理論

急膨張する軍事費や赤字国債の大量発行、それに伴って起こる国債消化の困難や急激なインフレーションの懸念など、幾多の財政問題を前にして、租税政策は、もはや従来の応急的・技術的な対応によっては、これらの財政問題を処理できない段階にさしかかっていた。こうして、戦時下の租税政策は、いやがうえにも、税収をその根底で支えている経済的・物的生産力に目を向けざるをえなくなっていたのである。島恭彦は言う——「財政収入を増大する事は金融や租税の技術を以て貨幣収入をかき集める事以上に生産力拡充の問題につらなっていることを知らねばならない。」⁽³⁴⁾生産力拡充政策の推進にともなって、この政策を支える租税政策が、しだいに戦時租税政策の基調となっていく。その戦時租税政策の特徴を正確にとらえるためにも、簡単に1930年代から40年代に至るわが国の租税政策史をふり返っておこう。

1930年代の租税政策は、歴史的にみれば、高橋財政期とそれ以降にくっきりと二分される。高橋財政期には、1932（昭和7）年の為替の下落に対応する従量関税の引き上げと1935（昭和10）年の臨時利得税の新設を除けば、増税のための税制改革は行われなかった。この間でも、大蔵省内では絶えず増税計画が立案されていたとはいえ、高橋は清蔵相は、ようやく昭和恐慌から立ち直りつつある景気の芽を増税が摘みとってしまうことを恐れ、増税や新税の設立を一貫して回避する姿勢をとった⁽³⁵⁾。そして、毎年の歳出増加に必要な財源は、既存の税制構造から生ずる自然増収によって賄うという態度を堅持しつづけたのである。

だが、このような租税政策は、1936（昭和11）年の2・26事件による高橋是清の死とともに大転換を余儀なくされる。1937（昭和12）年度予算で明るみに出た馬場鉄一蔵相の増税計画は、まさに画期的であった。すなわち、法人所得税を8割、個人所得税を3割も増徴し、従来の源泉課税の利子所得を総合課税とし株式配当の4割控除を廃止する。また財産税を新設し、相続税も10割程度の増税を計画した。さらに、間接税についても、酒税・砂糖消費税等の2割、織物消費税を1割増税し、売上税や揮発油税、有価証券移転税を新設した。これによって1937年度は約4億2000万円の増税となり、このうち地方財政調整交付金の2億2000万円を差し引いても2億円の増収が見込まれたのである⁽³⁶⁾。

確かに、馬場のこの「税制改革案」には、所得税中心主義の建前に立って、都市と農村の税負担の不均衡を是正し、農村負担の軽減と法人税の強化を目指した点など、資本主義の発展に符合させようとした現代的税制への努力の跡をみることができる。しかし、この税制改革は何よりもまず、軍事化の進展にともなう行政事務の円滑な遂行にとって必要な財政的基盤を整えることを意図し、弾力的な税源を国家が独占しながら、財源再配分を通じて地方財政の中央集権的税制を一挙に強化しようとするものであった。1940（昭和15）年に確立されるこの税制構造を、まだ戦争という外的強制のない時期に目指そうとした馬場税制改革案は、それだけに当時、種々の社会的反響をひきおこした。例えば、この税制改革案が、各層間の負担の均衡をはかると称して、まがりなりとも従来に税にそなわっていた社会政策的税制を掘り崩し、間接税の増徴による大衆課税を強化したことは、馬場税制改革案に対する広範な人々の不満を強めた。

とりわけ財界は、馬場税制改革にみられた財産税や有価証券移転税の創設や利子所得などへの優遇税制の廃止、相続税に対する大幅増税などに、猛烈な反発を示した。この財界の意向をうけて、結城蔵相による「馬場財政の修正」となるのである。結城は税制に関して馬場のように税制機構全

体の再編をめざさず、したがってまた、馬場ほどの法人課税強化の方向をとらず、現行税制の枠内で例外的に若干の新税を創設し、それ以外は主として税率の引き上げによる臨時増徴の建前をとることにした⁽³⁷⁾。1937（昭和12）年7月の日中全面戦争勃発以降は、北支事件特別税の創設、翌年には北支事件特別税の支那事变特別税への拡充とが続き、大幅増税を常態化していった。そして1940（昭和15）年には、馬場税制改革案以降しばらく見送られてきた中央・地方をつうずる画期的な税制改革が行われ、その翌年には酒税その他の間接税の大幅引き上げが実施されていくのである⁽³⁸⁾。他方、第73議会（1937年12月開会）において成立した臨時租税措置法⁽³⁹⁾は、当初、日中戦争で不利益をこうむった農民や中小商工業者への課税の軽減を中心内容とするものであったが、その後いく度かの改正を経て、第79議会（1941年12月開会）で改正された臨時租税措置法⁽⁴⁰⁾は、もっぱら企業が蓄積した利潤を「生産力拡充」や公債の消化に使用すれば減税する、という内容を中心としたものに变化していった。

結局、戦時下におけるこの間の租税政策の特徴は、『負担分任』『消費節約』等の名目のもとに、より多く下層所得者ないし国民大衆の負担においておこなわれたこと、そしてその反面、大所得者ないし銀行資本、軍需産業資本等は『貯蓄奨励』『生産拡充』等の名目によって、課税上各種の優遇処置をうけたこと⁽⁴¹⁾である。

思えば、1935（昭和10）年3月、岡田内閣期の藤井真信蔵相によって臨時利得税法⁽⁴²⁾が公布された理由には、当時、高橋財政下の軍需インフレ景気によって膨大な利益を得た企業に課税するのは当然である、とする大蔵官僚のリーダーシップがあったからであり、また世論も、社会政策的見地から、この戦時利得を課税の対象とするのは正当である、と認知する風潮があったからである。だが今では、この同じ戦時利得を課税の対象とするどころか、生産力拡充政策の一環として減税など優遇措置の対象とされているのである。したがって、軍需産業の担い手である金融資本は、生産力拡充政策の遂行を容易にするためにという口実で、課税上、免税その他の優遇措置を享受できた。島恭彦の租税政策論は、このような事態を正当化するものであった。島は言う。

「今や租税の配分政策は再び強烈な国家的意識の内にとり入れられ、生産力拡充政策の一翼として機能しなければならない。」⁽⁴³⁾「既に現代の戦時経済過程に於いて租税政策は孤立した『租税原則』や『公正原則』によって規制されるのではなしに、一元的な生産力拡充の目的に帰一しなければならない」⁽⁴⁴⁾。

ここには、租税政策が挙げて軍需生産力拡充政策に動員されるという戦時租税政策の基本的立場を肯定し追従する、まさに戦時財政政策における生産力理論の姿をみる事が出来る。

結びにかえて

本稿を終えるにあたって、最後に次の2点のことを指摘しておかなければならない。

第1に、本稿は「生産力理論」そのものの批判的検討を意図したものではなく、あくまでも、テーマにあるとおり、戦時財政経済政策に関連した限りでの生産力理論に検討を限定したということである。したがって、生産力理論がもつ多様な論点に言及することは避け、また生産力理論そのものが生成するロジックの考察には重きを置かず、生産力理論が形成される現実の具体的な経済政策や財政政策の展開を中心に、これらの政策と生産力理論との関わりを検討することを重視した。

第2に、本稿は島恭彦の『財政政策論』そのものの検討を意図したものではなく、あくまでも、生産力理論から見た本書の特徴を指摘したにすぎないということである。それにしても、私は本稿

で、島恭彦『財政政策論』を余りにもネガティブに評価しすぎた、との批判を受けるかもしれない。もちろん私も、この著作の歴史的意義は高く評価しているし、財政学に関して広く深い内容を持つ本書を、とうてい生産力理論という一つの視点からのみで評価しきれものではないことは、十分認識しているつもりである。

しかし、あえて私がこのような方法をとったのは、もちろん生産力理論という狭い窓口から『財政政策論』を見たことにもよるが、同時に、私が指摘するまでもなく、本書は戦前の日本財政史研究上、「重要な研究史的意義を持っている」⁽⁴⁵⁾として、すでに高い評価を得ているからである。この『財政政策論』の日本財政分析は、戦後、島財政学の評価を高めた『大蔵大臣』(岩波書店、1949年)や『軍事費』(岩波文庫、1966年)として結実する。のみならず、すでに『財政政策論』で示されていた財政学の方法と対象——財政学は経済学の方法に立脚し、「政治と経済の矛盾」を対象とする——は、島財政学の集大成ともいべき『財政学概論』(岩波書店、1963年)へと、みごとに発展した。高橋誠は言う。

「この著作(『大蔵大臣』をさす一引用者)の原型は、戦時中に刊行された『財政政策論』のなかにもとめられる。このような非常に早い時期に、現在問題となっている昭和初期の『井上財政』や『高橋財政』をとりあげ、これに的確な評価を下していることは注目されるべきであろう。昭和史に関する研究の戦後の出発点という意味でもこの著作は、現在において再評価に値するものであるといえよう。」⁽⁴⁶⁾

私も『財政政策論』の、こうした再評価を強く望んでいる一人である。しかしその際、私達は戦後における島恭彦の財政学徒としての歩みが、この『財政政策論』における生産力理論への真摯な反省を発展の軸として開始されたことを、決して見落としてはならないであろう。本稿が、そうした評価の一助となれば幸いである。

- (1) 高島通敏「生産力理論」思想の科学研究会編『共同研究 転向』中巻(平凡社、1960年)204頁。
- (2) 戸塚秀夫「社会政策本質論争の一回顧—『社会政策論の再編成』のための前提—」大河内一男先生還暦記念論文集刊行委員会『社会政策学の基本問題』(有斐閣、1966年)5頁。
- (3) この指摘は、浅田光輝「退潮期社会科学の思想」(住谷悦治他編『反動期の社会思想』講座・日本の社会思想史4、芳賀書店、1967年)を参照。
- (4) 例えば、宮本憲一による『島恭彦著作集』第1巻(有斐閣、1983年)解題、及び高橋誠による『島恭彦著作集』第3巻の解題を参照。
- (5) 財政学研究会『財政学研究』第16号、1991年、3頁。
- (6) 小山弘健『日本資本主義論争史』上、青木書店、1953年、205頁。
- (7) 島恭彦『財政政策論』河出書房、1943年、8頁。
- (8) 同上、31頁。
- (9) 同上、「序論」4頁。
- (10) 同上、4頁。
- (11) 同上、32頁。
- (12) 前掲「生産力理論」205頁。
- (13) 大河内一男『戦時社会政策論』(『大河内一男著作集』第4巻、青林書院新社、1969年)133頁。
- (14) 前掲『財政政策論』4～5頁。
- (15) 原朗「1930年代の満州経済」満州史研究会『日本帝国主義下の満州』御茶ノ水書房、1972年、75頁。

- (16) 詳しくは、秦郁彦『軍ファシズム運動史』（河出書房新社、1962年）246頁を参照。
- (17) 荻窪会談については、有馬頼寧『政界道中記』（日本出版共同株式会社、1951年）117～119頁を参照。
- (18) 生産力拡充政策が「軍財抱合」財政の成立に与えた影響については、藤田安一「『軍財抱合』財政と『生産力拡充』政策」（『京都大学経済論集』第3号、1991年8月）を参照。
- (19) 椎名悦三郎『戦時経済と物資調整』産業経済学会、1941年、109頁。
- (20) 深井英五『人物と思想』日本評論社、1939年、269頁。
- (21) 詳しくは、藤田安一「『高橋財政』と国民経済—財政政策の根本問題によせて—（Ⅰ）（Ⅱ）」（政治経済史学会『政治経済史学』第289・290号、1990年5・6月）を参照。
- (22) 賀屋興宣が蔵相に就任した際に述べた談話については、日本銀行調査局編『日本金融史資料・昭和編』第34巻（大蔵省印刷局、1937年）3～4頁を参照。
- (23) 『大阪朝日新聞』1937年6月7日。
- (24) 同上。
- (25) 賀屋興宣が提唱した「財政経済三原則」が、日本の戦時財政および戦時統制経済の成立に有した歴史的意義については、藤田安一「賀屋興宣と戦時財政経済政策」（財政学研究会『財政学研究』第16号、1991年8月）を参照。
- (26) 『帝国大学新聞』1939年、1月23日。
- (27) 日本における統制経済とその発展過程については、中村隆英『日本の経済統制』（日本経済新聞社、1974年）を参照。
- (28) 高橋財政から馬場財政への移行が有した歴史的意義については、藤田安一「『高橋財政』から『馬場財政』への移行とその歴史的意義—日本戦時財政研究序説—」（『京都大学経済論集』第1号、1990年9月）を参照。
- (29) この「財政経済三原則」の3項目については、「財政経済策三方針と蔵相談」前掲『日本金融資料・昭和編』第34巻、3～4頁を参照。
- (30) 日本銀行調査特別調査室『満州事変以後の財政金融史』1948年、226頁。
- (31) 池田成彬蔵相兼商相が提唱した「池田財政経済三原則」の内容とその歴史的意義については、藤田安一「池田成彬の財政経済政策—『軍財再抱合』財政の歴史的意義—」（『京都大学経済論集』第5号、1992年9月）を参照。
- (32) 兵藤釗「労働経済」東京大学経済学部『東京大学経済学部五十年史』東京大学出版会、1976年、393頁。
- (33) 前掲『財政政策論』269～270頁。
- (34) 同上、4～5頁。
- (35) 高橋是清蔵相の租税政策については、前掲「『高橋財政』から『馬場財政』への移行とその歴史的意義—日本戦時財政研究序説—」を参照。
- (36) 馬場鑠一蔵相の「税制改革案」については、大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第5巻『租税』（東洋経済新報社、1957年）第2章第3節「膨大予算の出現と馬場税制改革案」を参照。
- (37) 結城豊太郎蔵相の租税改革については、前掲『昭和財政史』第5巻『租税』第2章第4節「結城蔵相の登場と臨時租税増徴法」を参照。
- (38) この間の租税政策の変遷については、前掲『昭和財政史』第5巻『租税』を参照。
- (39) 第73議会の臨時租税措置法案の趣旨については、「第73回帝国議会衆議院議事速記録第14号」（内閣印刷局『官報』号外、1938年2月18日）を参照。
- (40) 第79議会の臨時租税措置改正法案の趣旨については、「第79回帝国議会衆議院議事速記録第4号」（内閣印刷局『官報』号外、1942年1月23日）を参照。
- (41) 武田隆夫「戦時財政法（法体制崩壊期）」鶴飼信成他編『講座日本近代法発達史』第8巻、勁草書房、1959年、20頁。
- (42) 臨時利得税法案の内容とその成立経緯については、前掲『昭和財政史』第5巻『租税』第2章第2節「藤井蔵相と臨時利得税」を参照。
- (43) 前掲『財政政策論』70頁。
- (44) 同上、110頁。
- (45) 高橋誠「解題」前掲『島恭彦著作集』第3巻、362頁。
- (46) 同上、371頁。